

## ～平成28年度税制改正④～

当Noは、平成28年度税制改正のうち、事業法人に関するものを見していく。今回のテーマは事業法人の法人税改正に係る概要とした。

### (ポイント)

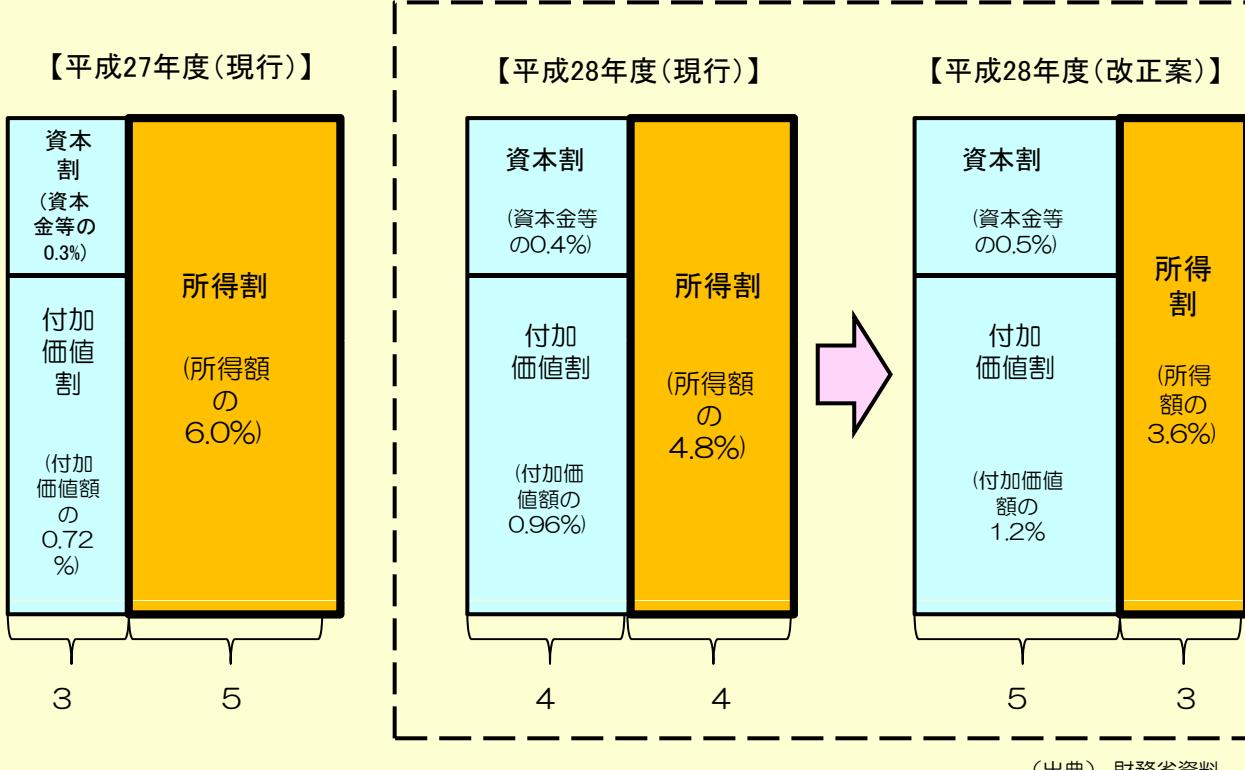
・大法人(資本金または出資金の額が1億円超)の法人事業税における外形標準課税:平成27年度改正に引き続き拡充され、所得割の税率を引下げ、地方法人特別税の税率を引上げ

### 1. 外形標準課税の改正

#### (1)改正内容

平成28年度税制改正のうち、外形標準課税に関する改正は以下のようになっている。

- ① 外形標準課税の割合:大法人(資本金1億円超)法人事業税の外形標準課税割合が3/8から5/8へ拡充
- ② 所得割の税率:外形標準課税の拡充に伴い、所得割税率を6.0%から3.6%へ引下げ
- ③ 地方法人特別税:所得割引下げで、地方法人特別税を93.5%から414.2%へ引上げ
- ④ 負担変動の軽減措置:増税企業への影響の緩和のため、負担変動の軽減措置を拡充



### 2. 適用時期

上記の改正は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度より適用される。

(裏面に続く)



朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

## ～平成28年度税制改正④～

### (2)法人事業税及び地方法人特別税の税率

外形標準課税の所得割の税率引下げにより、地方法人特別税の税率は以下のように引下げされる。なお、地方法人特別法人税の課税標準は、事業税所得割の標準税率による税額であり、所得ではないことに留意が必要である。

#### 【法人事業税・地方法人特別税の税率】

項目	現 行		改正案
	H27年4月1日以後に開始する事業年度	H28年4月1日以後に開始する事業年度	H28年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割	0.72%	0.96%	1.2%
資本割	0.3%	0.4%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得 (1.6%)	3.1% (0.9%)	2.5% (0.3%)
	年400万円超 年800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)
	地方法人特別税 (課税標準:事業税所得割標準税額)	93.5%	152.6%
			414.2%

※1 所得割の税率下段カッコ内の率は地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後税率。当該税率の制限税率が標準税率の2倍(改正前:1.2倍)に引上げ

※2 3以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業をおこなう法人の所得割に係る税率について軽減税率の適用はない

(朝日税理士法人 事業法人通信チーム編集)

### コラム:実務家のひとこと

#### (通勤手当)

当Noでは、事業法人の法人税や地方税に関する記述を行っているが、平成28年度税制改正では所得税でも事業法人に影響があるものがある。この中で、新幹線を利用した土地から都市圏への通勤など近年の通勤手当の多様な実態などを踏まえ、通勤手当の非課税限度額が月10万円から月15万円に引上げられた。遠距離通勤に対応した当該措置であり、この改正は平成28年1月1日以後に受けるべき通勤手当から適用される。ところで、通勤手当の社会保険料の取扱いは当該税務の取扱いとは異なり、算定の基礎となる報酬に含まれる。法律上、使用者が通勤手当を支給することは義務付けられておらず、また、現実に通勤手当の支給がない事業所も存在することなどから、通勤手当は社会保険の保険料の算定の基礎となる報酬に含めることとされているのだ。給与関係の計算を行っている総務や人事のご担当者は改めて注意が必要である。

朝日税理士法人 担当:木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel:03-3556-6000 Fax:03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、事業法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。